

独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解 新旧対照表 (案)

1 注記及び附属明細書の充実

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 7 9 附属明細書		
<p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2) たな卸資産の明細</p> <p>(3) 有価証券の明細</p> <p>(4) 長期貸付金の明細</p> <p>(5) 長期借入金及び(何)債券の明細</p> <p>(6) 引当金の明細</p> <p>(7) 資産除去債務の明細</p> <p>(8) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(9) 保証債務の明細</p> <p>(10) 資本金及び資本剰余金の明細</p> <p>(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(13) 国等からの財源措置の明細</p> <p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p>		

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 7 9 附 属 明 細 書		
(15) 開示すべきセグメント情報 (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(1)～(15) (略) <u>(16) 科学研究費補助金の明細</u> <u>(17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</u>	○ 科学研究費補助金の明細の新設とそれに伴う番号ずれ
<p><注 5 3> 附属明細書による開示について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安定供給を確保する目的で保有する備蓄資産については、備蓄量、貸借対照表価額及び時価を明らかにしなければならない。 2 セグメント情報との関係、国民に対する情報開示等の観点から、独立行政法人が実施する業務の目的ごとに固定資産をグルーピングして表示することが適切な場合は、業務の目的ごとに固定資産の状況を明らかにしなければならない。 3 有価証券については、流動資産に計上した有価証券と投資有価証券を区分し、さらに売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他有価証券に区分して記載するほか、その他の関係会社有価証券を保有する場合は当該有価証券は区分して記載しなければならない。 4 長期貸付金については、関係法人長期貸付金とその他の貸付金に区分して記載しなければならない。 5 債務保証基金等、他の資産と区分して運用することが、当該資金を拠出(出資、出えんを含む。)した者から要請されている特定の運用資産については、当該資 		

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 7 9 附属明細書		
<p>産の運用状況を明らかにしなければならない。</p> <p>6 引当金の明細において、資産の控除項目として計上される引当金については、当該資産の総額との関係を明らかにしなければならない。</p>	<p>1～6 (略)</p> <p><u>7 積立金等の明細においては、積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前期中期目標期間からの積立金の繰越し理由を明らかにしなければならない。</u></p>	<p>○ 附属明細書における積立金の増加理由の開示の拡充の新設</p>

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
注解 7 3 不要財産に係る国庫納付等に係る注記について		
<p>不要財産に係る国庫納付等を行った場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要</p> <p>(2) 不要財産となった理由</p> <p>(3) 国庫納付等の方法</p> <p>(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額</p> <p>(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額</p> <p>(6) 国庫納付等の額</p> <p>(7) 国庫納付等が行われた年月日</p> <p>(8) 減資額</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入<u>からにより</u>控除した費用の額</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>○ 表現の正確性を期すため修正。</p>

2. 退職給付引当金の改訂に係る論点等の整理について

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 3 8 退職給付引当金の計上方法		
<p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。</p> <p>2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。(注3 2) (注3 3)</p> <p>3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注3 4)</p> <p>4 未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>5 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値</p>	<p>1 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務費用債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。</p> <p>2 退職給付債務は、独立行政法人の役員及び職員の退職時により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する。(注3 2) (注3 3)</p> <p>3 退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。(注3 4)</p> <p>4 未認識過去勤務費用債務とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理(費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。)されていないものをいう。未認識過去勤務費用債務は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>○ 未認識過去勤務債務⇒未認識過去勤務費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付会計基準の改正を踏まえた修正 <p>○ 退職時に見込まれる⇒退職により見込まれる</p> <p>○ 「一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき」の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付会計基準の改正を踏まえた修正

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 3 8 退職給付引当金の計上方法		
<p>の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定年数で均等償却することができる。</p> <p>6 年金資産の額は、厚生年金基金が運用している年金資産を期末における公正な評価額により計算する。</p> <p>7 複数の事業主により設立された厚生年金基金に加入している場合においては、退職給付債務の比率その他合理的な基準により、独立行政法人の負担に属する年金資産等の計算を行うものとする。</p> <p>8 職員数三百人未満の独立行政法人については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。(注3 5)</p>		
<p><注3 2> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額</p> <p>退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。</p>	<p><注3 2> 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額</p> <p>退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、<u>次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法(以下「期間定額基準」という。)</u> <u>その他役員及び職員の勤務の対価を合理的に反映する方法を用いて計算しなければならない。</u></p>	<p>○ 期間定額基準(原則)⇒期間定額基準と給付算定式基準の選択適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職給付会計基準の改正を踏まえた修正

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 3 8 退職給付引当金の計上方法		
	<p style="text-align: center;"><u>(2)退職給付制度の給付算定式に従って各勤務時間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法（以下「給付算定式基準」という。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。</u></p>	
<p><注 3 3> 割引率について 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない。</p>	<p><注 3 3> 割引率について 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定するしななければならない。</p>	<p>○ 「長期の」を削除 ・ 退職給付会計基準の改正を踏まえた修正</p>
<p><注 3 4> 整理資源について 整理資源に係る退職給付債務の額については、退職共済年金の給付等の事務を行っている国家公務員共済組合連合会において、年金の財政再計算の際に見積もられた額を基礎として計算する。</p>	<p>修正なし</p>	
<p><注 3 5> 簡便法による退職給付債務の見積について</p>	<p>修正なし</p>	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 38 退職給付引当金の計上方法		
職員数三百人未満の独立行政法人については、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができるが、年金債務については、簡便法によることは認められない。		

3. 公益法人制度改革を受けた文言の形式的修正

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 129 関連公益法人等の範囲		
1 関連公益法人等とは、独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。(注9 1)	修正なし	
2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。 (1) 理事等のうち、独立行政法人の役職員経験者の占める割合が三分の一以上である公益法人等 (2) 事業収入に占める独立行政法人との取引に係る額が三分の一以上である公益法人等	2 (略) (1)、(2) (略)	

現 行	改 正 案	変 更 点 ・ 備 考 等
第 129 関連公益法人等の範囲		
<p>(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出え している財団法人</p> <p>(4) 会費、寄附等の負担額の五分の一以上を独立行政 法人が負担している公益法人等</p>	<p>(3) 基本財産の五分の一以上を独立行政法人が出え んしている<u>一般財団法人、公益財団法人</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い、変更 された法人分類を形式的に修正</p>
<p>3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である 会社は関連公益法人等とみなすものとする。</p>	<p>修正なし</p>	
<p>4 独立行政法人が交付する助成金等の収入が事業収入 の三分の一を占めることにより、上記 2 (2) に該当する こととなるが、上記 2 の (1)、(3) 及び (4) に該当しない 公益法人等であって、当該助成金等が、独立行政法人 の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で 交付される場合は、関連公益法人等に該当しないもの とすることができる。</p>	<p>修正なし</p>	
<p><注 9 1> 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、財団法人、社団法人のほか、 社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究 組合等の法人も含まれる。</p>	<p><注 9 1> 公益法人等の範囲について 公益法人等とは、<u>一般社団法人、一般財団法 人、公益社団法人、公益財団法人</u>のほか、社会 福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合 等の法人も含まれる。</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い、変更 された法人分類を形式的に修正</p>